

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成24年1月26日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

【現状及び問題点】

保険会社間で保険契約を移転しようとする際には、当該移転に係る株主総会等の決議時から当該移転が終わるまで（又は移転しないこととなった時まで）、移転元の保険会社が移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結することは禁止されている（販売停止規定）。このため、外国保険会社の日本支店を現地法人化する場合のように、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合には、販売が停止される間、必要な保険契約の更新等ができないため、保険契約者の利便を損なうおそれがある。

【目的及び必要性】

上記問題に対応するため、販売停止規定を廃止することにより、必要な保険契約の更新等を可能とし、保険契約者の利便を図る必要がある。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第138条

（3）規制の新設又は改廃の内容

移転元の保険会社に対し、移転手続き中に移転対象となる保険契約の募集を行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき、契約者の承諾を得ることを義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。

5. 想定される代替案

移転元の保険会社に対し、保険契約者になろうとする者の承諾を得る義務を課すことなく、販売停止規定を撤廃する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

移転元の保険会社において、保険契約者になろうとする者の承諾を得るために必要な説明資料の作成等に必要な費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（2）行政費用

① 本案

行政庁（国）において、移転元の保険会社が、保険契約者になろうとする者の承諾を得るための通知を実施しているか等について、確認するための費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（3）その他の社会的費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

移転対象契約を締結しようとする者が、当該保険契約が移転されることについて十分な理解を得ないまま契約を締結することによって、保険契約者の意図しない結果が生じ、保険契約者の保護に欠けるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

移転手続中も契約の更新等が可能となり、保険契約者の利便性が向上する。

② 代替案

本案と同等の便益が発生する。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生するものの、制度の運用に際して、保険契約者の保護の観点から必要最小限の費用である。一方、移転手続中も契約の更新等が可能となり、保険契約者の利便性が向上するという多大な便益が発生すると見込まれており、費用の発生というマイナスの効果は、便益の発生というプラスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当といえる。

(2) 代替案との比較

本案は、代替案と比較し、遵守費用及び行政費用が上回る。しかしながら、代替案において、保険契約者の意図しない結果が生じるという社会的費用の発生は、保険契約者の保護の観点から看過することはできない。

したがって、本案による改正は適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

『保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて』（保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ報告書・平成23年12月2日）

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。